平成30年度　根羽村地球温暖化対策計画策定業務

－　平成30年度　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金　－

（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業　第１号事業）

事業者募集要項

１　趣旨・目的

　本村では、平成20年3月に「根羽村地球温暖化防止実行計画」を策定したが、本計画は平成25年度末をもって終了しており現在有効な計画を策定しておらず、政府の地球温暖化対策計画の基準年度である2013年度の温室効果ガス総排出量も本事業で調査の予定である。本事業では2013年度から現在の温室効果ガス総排出量等を調査・分析し、政府の地球温暖化対策計画に掲げる目標等と比べて遜色のない温室効果ガス排出量削減を実行するための具体的な施策の抽出を行う。

　また、この調査を基に作成した事務事業編の目標達成を確実にするため、全庁的なＰＤＣＡを有したカーボン･マネジメント体制の確立を目的とする。

２　事業者の募集

　環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業　第1号事業）」を活用して「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた「地方公共団体実行計画」に適合する「根羽村地球温暖化対策計画」を策定し、目標を達成するうえでの事業提案を、公募型プロポーザル方式により提案頂き、選定委員会による審査により事業受託者を決定します。

　(1)　応募資格

　　　申請者の応募資格要件は、以下のとおりとします。

　　①　長野県及び愛知県に本社又は支店を置く法人であること。

　　②　国税及び地方税を滞納していないこと。

　　③　根羽村が措置する指名停止期間中の者でないこと。

　　④　地方自治法施行令第167条の4に該当する者ではないこと。

　　⑤　法人及びその役員が、根羽村暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。並びにこれらに関与していないこと。

　(2)　対象計画等

　　①　別添　特記仕様書を参照すること

　　②　電気使用量については、保存書類の閲覧により調査（コピー等は受託者で対応すること）

　　③　提案のための施設見学は質問書により希望の意志を表明し、日程の調整後実施する

　　④　落選者に対する事業提案への報酬及び経費は支払わない

３　事業スケジュール

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 期日 | | | |  |
| 平成30年 | 7月 | 23日 | (月) | 募集開始 |
|  | 8月 | 8日 | (水) | 質問書受付締切 |
|  | 8月 | 17日 | (金) | 申請書受付締切（当日消印有効） |
|  | 8月 | 23日 | （木） | 選定委員会（資格・提案内容審査、受託者決定） |
|  | 8月 | 下旬 |  | 契約 |
| 平成31年 | 1月 | 31日 | (木) | 事業竣工 |

※選定委員会以降の日程は目安です。

　事業竣工は補助事業のスケジュールにより決定しています。

４　参加申請書等の提出

　(1)　提出期間

　　　平成30年7月24日（火）から平成30年8月17日（金）まで

　(2)　提出先

　　　〒395-0701

　　　　長野県下伊那郡根羽村1762

　　　　根羽村役場　住民課　住民環境係　まで

　(3)　提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 提出書類 | 様　式 | 備　考 |
| １ | 公募参加申請書 | 様式１ |  |
| ２ | 事業者の概要 | 様式２ |  |
| ３ | 事業費見積書 | 任意 | 内訳書を添付すること |
| ４ | 事業スケジュール | 任意 | №4,5はまとめてもよい |
| ５ | 事業計画書 | 任意 |
| ６ | 税務署の発行する納税証明書 |  | 発行から3ヶ月以内のもの |
| ７ | 事業所所在県が発行する納税証明書 |  | 〃 |
| ８ | 事業所所在市町村が発行する納税証明書 |  | 〃 |
|  |  |  |  |

　(4)　提出方法

　　　郵送及び持参によるもの

　　　郵送時は8月17日までの消印有効とします

　　　持参時は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間とします

５　質問書の受付

　　公募申請に関する質問及び施設見学の希望については、様式３によるものとし、以下のとおり受付及び回答を行います。なお、質問書等の受付は「２(1)応募資格」を満たす事業者からの質問に限ります。

　(1)　質問書の受付方法等

　　　平成30年7月24日（火）から平成30年8月8日（水）までの間に、根羽村役場住民課住民環境係まで次の方法により提出してください。

　　①　電子メール　[juumin4102@nebamura.jp](mailto:juumin4102@nebamura.jp)　平成30年8月8日（水）　17:00着まで

　　②　FAX　0265-49-2277　平成30年8月8日（水）　17:00着まで

　　③　郵送　〒395-0701　長野県下伊那郡根羽村1762　根羽村役場住民課住民環境係　宛

　　　　　　　平成30年8月8日（水）　必着　「平成30年8月7日（火）消印有効」

　　④　持参　平成30年8月8日（水）　17:00着まで

　(2)　回答方法等

　　　質問に関する回答は、平成30年8月14日（火）までに文書により回答します。

　　　郵送による回答を希望される方については、平成30年8月14日（火）の発送を最終とします。

　　　施設見学については、受付後担当者より電話にて日程調整及び回答をさせて頂きます。

６　選定方法等

　　事業受託者の選定は２段階の審査により実施します。

　(1)　１次審査

　　　１次審査については、下記事項について審査します。

　　①　提出書類の確認　　必要とする書類が提出されているか

　　②　応募資格の確認　　「２（１）応募資格」を満たしているか

　　③　受託金額の確認　　補助申請額内の見積額となっているか

　　　１次審査に合格しない時は失格となります。審査結果については、書面により通知します。

　(2)　２次審査

　　　１次審査通過者により、提案内容の説明（プレゼンテーション）を行い、選定委員会による審査を行います。

　　①　日時

　　　　平成30年8月23日（木）　午後

　　　　詳細は、１次審査結果書により通知します。

　　②　説明時間

　　　　提案内容の説明は１事業者につき30分以内とし、その後選定委員会からの質疑を行います。

　　③　参加人数

　　　　１事業者３名までとします。

　　④　審査方法

　　　　選定委員会においては、以下の審査基準を踏まえ総合的な観点から提案内容の審査を行い契約予定者の決定をします。

　　⑤　審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価基準 | 備考 |
| 事業の理解度 | 事業の受託実績（他自治体の受託状況） |  |
| 提案の説明内容（専門用語を多用せず、わかりやすいものか） |  |
| 事業実施体制 | 策定スケジュール（竣工期日は守られているか） |  |
| 担当窓口の設置の有無（受託後の体制はできているか） |  |
| 関係法令の遵守度 |  |
| 地球温暖化対策 | CO2削減目標の妥当性（政府の掲げる目標に遜色ないものか） |  |
| 計画の確実性（実証確認が提案されているか） |  |
| 提案内容の適性度（提案された内容に不足はないか、また必要以上の提案がされていないか） |  |
| 地域理解度 | 村にとって提案が過度なものになっていないか  （対策経費が膨大、職員へ負担が大きくならないか） |  |
| 計画遂行への支援の有無（計画策定における支援、策定後の支援などはあるか） |  |

　審査員１人当　１項目5点　満点50点で計算

７　審査会後の手続き

　　審査会により事業受託者として選定された申請者は、委託契約を締結して頂きます。

　　契約後は、提案内容に沿い事業を円滑に進めてください。

　　なお、申請書提出以後審査会以後決定通知が届くまでの間に申請を取り下げる時は、「申請辞退願（様式任意）」を速やかに提出してください。

　　契約までの間に以下のいずれかに該当する場合、決定された提案を失格とします。失格した場合の質疑には一切応じません。また、事業受託者と選定された者が失格となった場合は、繰上当選とし、協議のうえ契約の締結をします。

　　　①　提出期限までに必要書類が提出されなかった場合

　　　②　提出書類に虚偽があった場合